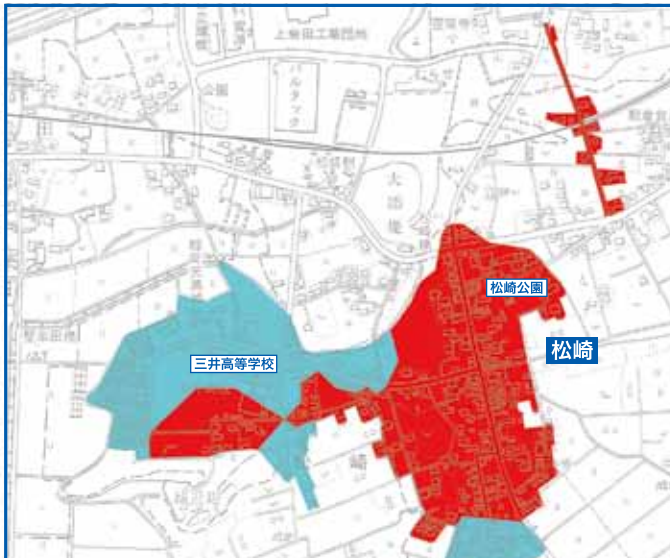
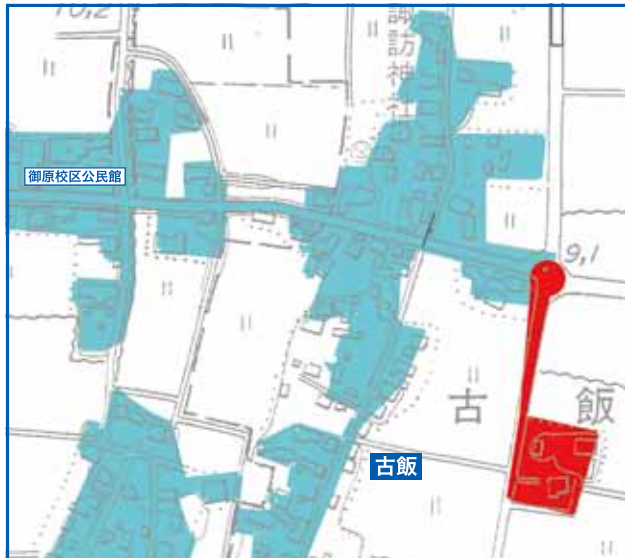


下水道供用区域が広がります

問合せ先 下水道課管理係 ☎72-2111 内線342 工務係 ☎72-2111 内線343・344

4月1日から下水道を使用できる区域が広がります。下水道は、市民の皆さんの快適な生活環境を創り出すだけでなく、河川や海などの水質汚濁防止にも大きく貢献しますので、下水道への接続をお願いします。



供用開始区域 ■■■■ 既存の供用区域 ■■■■

■排水設備工事は市指定工事店へ

下水道供用開始区域になると、家屋の所有者は供用開始の日から3年以内にくみとり便所を水洗トイレに改造し、台所・風呂などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられます。また、浄化槽も速やかに廃止し、下水道に接続しなければなりません。

宅地内の排水設備工事は、市指定の排水設備工事店しか行うことができません。排水設備工事店については、工事店の一覧表が下水道課にありますので、下水道課工務係までお問い合わせください。

工事の申込後は、工事店が下水道法や市の技術基準に沿って施工し、完了後に市が検査します。

■下水道受益者負担金制度とは

下水道本管整備を行った区域の土地の所有者には、その工事費の一部を受益者負担として納付していただくことになります。

受益者負担金は、土地面積1㎡当たり280円を乗じた金額です。対象の土地所有者には、5月中旬に申告書類を送付しますので、内容を確認し、提出してください。

負担金の納入方法は、5年分割で年4回(7月・9月・11月・1月)に分けて納める方法と一括で納める方法があり、毎年7月上旬に納付書を送付します。口座振替を希望する場合は、下水道課管理係または金融機関にお問い合わせください。

■私道への下水道管設置について

私道に下水道管を設置しなければ汚水を排除できない宅地が2戸以上あるなど、一定の条件を満たせば、私道でも市が下水道管を設置できる場合があります。

■下水道使用料について

下水道を使用するようになると、汚水の排出量に応じた下水道使用料を2か月ごとに納めていただきます。手続き方法など、詳しくは下水道課管理係までお問い合わせください。

■浄化槽設置に補助します

下水道認可区域外の地区に住んでいる人に対して、4月1日から予算の範囲内(約20基分)で、浄化槽設置費用の一部を補助します。

補助対象施設

専用住宅(床面積の2分の1以上を住居に使用している住宅)に設置する10人槽以下の合併浄化槽

※販売目的の専用住宅は除く

●補助金額

人槽別	補助金額
5人槽	300,000円
7人槽	360,000円
10人槽	450,000円

※合併浄化槽の大きさ(人槽)は、建物と延べ床面積と居住形態により決まります。浄化槽工事業者にご確認ください

●申請先 下水道課工務係